

仕様書

1 委託業務名

京都基本構想に係る概要版及び多言語版作成業務（以下、「本業務」という。）

2 本業務の目的

京都市では、京都市とわたしたち京都市民の今後四半世紀の在り方を展望する京都基本構想（以下、「構想」という。）の策定を進めており、今年中に策定予定である。

構想策定後、市民はもとより、京都に関わる世界中の方々に、構想が示す、京都がこれまで大切に育み、伝え遺してきた価値に共感いただき、それぞれの日々の暮らしの中で実践していただくことが、京都が京都であり続けるためには不可欠であると考えている。

そのため、人々に構想が示す価値を知っていただくものとして、また人々と対話と議論を深めていく際のツールとして、構想の概要版を作成する。

合わせて、市内に居住される外国籍市民の方をはじめ、世界中の方々に知っていただくため、構想及び概要版の多言語版を作成する。

3 委託業務の内容

(1) 概要版の作成について

ア 構想案本文

「募集要項」別紙のとおり。

イ 作成物

- ・ アをもとに市民をはじめ、京都に関わる世界中の方々へ周知するため、図やイラスト等を用いて、分かりやすく表現すること。なお、提案時には、分かりやすく表現するアイデアについても提案すること。
- ・ A 3 サイズ、両面 1 枚（A 4 サイズ 4 ページ分）、フルカラーで作成すること。なお、二つ折りにして使用することを想定。
- ・ 単に要約するのではなく、構想案に示す価値や思想を十分に理解したうえで、構想案に込められた理念や想いが伝わるよう平易な表現を用いること。
- ・ 表現やデザインについて提案し、適宜京都市と協議のうえ決定すること。
- ・ 「わかりやすい印刷物のつくり方」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000179091.html>）を参照し、カラーUDへの対応やUDフォントの使用等、ユニバーサルデザインを取り入れたデザインとすること。

- ・ 音声コード「Uni-Voice」の対応を想定しているため、各ページにおける文字数や、音声コードの配置に留意すること。
- ※ 「Uni-Voice」はUni-Voice 事業企画株式会社の登録商標です。
- ※ 1 音声コードあたり、格納できる文字数は最大約 1,000 文字。文字数はあくまで目安であるため、都度京都市と協議すること。
- ※ その他、特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会のホームページ (<https://www.javis.jp/>) に掲載されている「Uni-Voice」Q & A、音声コード作成ガイド、音声コードと切り欠きの位置事例を参照すること。
- ・ 音声コードは京都市において作成し提供するため、音声コードを貼付したうえで納品すること。
- ・ 1 ページ目もしくは 4 ページ目に京都市紋章ロゴタイプ（京都市から「png」形式、「eps」形式にて提供）を挿入し、印刷物番号、発行年月及び発行所属を記載する必要があるため、配置に留意すること。

(2) 多言語版の作成について

ア 対象言語

- ・ 構想案本文：中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語
- ・ 概要版：英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語

イ 原文

- ・ 構想案本文：「募集要項」別紙のとおり。
- ・ 概要版：上記(1)の作成物

ウ 翻訳者の資格及び能力

翻訳作業はその対象言語を母語とし、日本語検定 2 級レベル以上程度の日本語能力を有する者が行うことを原則とする。日本語を母語とするものを行う場合には、客観的にその能力を証明する以下の認定試験等を保持していること。

- ・ 英語：英検 1 級、TOEIC 950 点以上相当
- ・ 中国語（簡体字）：中国語検定試験 1 級相当
- ・ 中国語（繁体字）：TOCFL C2 相当
- ・ 韓国語：ハングル能力検定試験 1 級相当、韓国語能力試験 6 級相当

エ ネイティブチェック

翻訳した内容については、翻訳を行った者と異なる者がチェックすること。チェックを行う者はその対象言語を母語とするものであること。

オ その他

- ・ 構想案本文の納品については、ネイティブチェックが完了した後、京都市が提供する構想案冊子のデザインフォーマット（「ai」形式）に挿入すること。その際、改行位置など京都市が提供する日本語版と対応するように調整すること。
- ・ 概要版の納品については、上記(1)で作成した日本語版のデザインフォーマットに挿入すること。その際、改行位置など日本語版と対応するように調整すること。

4 納品物

(1) 概要版及び多言語版

ア 下記 5 に記載の納品期限までに、上記 3 で作成したデータについて、「pdf」形式及び「ai」形式で提出すること。

イ 構想案本文の多言語版については、上記アとは別に、翻訳したデータを「docx」形式で提出すること。

(2) 業務完了報告書

多言語版の納品時に翻訳者及びチェック者の氏名、母語、日本語及び翻訳対象言語の認定試験等のレベルを記載した業務完了報告書を提出すること。

認定試験等のレベルが京都市の要求水準に満たない場合には、それを補完する客観的な業務実績等を補記すること。その補記内容を併せても客観的に能力を証明できない場合には、京都市は翻訳者の変更を要求できることとする。

なお、業務完了報告書の様式は任意のものとする。

5 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|---|
| 1 2 月 1 2 日（金） | 受託事業者決定、構想データの提供 |
| 1 月 3 0 日（金） | 概要版（日本語、音声コード貼付無し）納品① |
| 2 月 6 日（金） | 概要版（日本語、音声コード貼付有り）納品②
※音声コードは①納品後、京都市にて作成し、提供する。
※納品の後、修正作業を依頼する可能性がある。 |
| 2 月 2 7 日（金） | 構想案本文及び概要版（日本語を除く）納品
業務完了報告書の提出 |

6 協議・報告

- (1) 本業務の遂行に当たっては、十分な打合せを行い、業務の進行状況の報告を行うこと（ただし、京都市が不要と判断した場合にはこの限りではない）。
- (2) 上記の打合せのみならず、業務の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。
- (3) 本業務の遂行に当たり、京都市等との会議又は打合せが必要な場合、京都市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せ場所を確保すること。

7 支払い手続き

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に一括で支払うものとする。

8 特記事項

- (1) 本業務を開始するに当たっては、京都市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、京都市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

- (3) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作権人格権の行使はしないものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、京都市と協議し、その決定に従うこと。
- (5) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 京都市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (7) 受託者は、京都市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下、「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、京都市は再委託について承認しない。
- (8) 本業務に付随する諸経費（受託者に関する役務費、交通・車両費等）については、すべて受託者の負担とする。

以上